

「妻たちの花柳病」問題における女医の役割

——竹内茂代による「花柳病二関スル請願」（1939）を中心に——

筑波大学 目黒茜

1. 目的

戦前の日本は、花柳病（Venereal Disease）に大きく悩まされた社会であった。川越修（1994）も指摘しているように、19世紀から20世紀初頭の世紀転換期において、花柳病は欧米諸国において共時的に流行し、社会問題化されていた。これは日本社会にもあてはまり、花柳病の取り締まりは欧米も日本も共通して、娼婦たちを管理することで達成されようとしていた。つまり、娼婦たちを花柳病の根源とし、「男の身体保護」を目的とする構図が成立していたのだ。しかし、花柳病は娼婦と男たちだけでなく、家庭の妻たちにとっても大きな問題となっていた。イエ制度のもと、家庭の妻たちは「産む身体」として「純潔」であることが求められた一方、娼婦のみが管理下に置かれた花柳病の取締りにおいて、男たちが妻に花柳病をうつすという点については、私的領域の問題とされ、国家は介入しないという状況が長い間続いた。本報告はこのような歴史的、社会的な背景のなかで生じた、女医竹内茂代を代表とする日本婦人団体連盟性病予防実行委員によって提出された(1)「花柳病二関スル請願」（1939）と、(2)その請願の背景にある問題意識の分析を試みることを目的とした。

2. 方法

(1)「花柳病二関スル請願」（1939）の内容自体は、第七十三会帝国議会上に提出された花柳病予防法の改正を求めるためのふたつの請願書、日本性病予防協会による「花柳病予防法改正ノ請願」と、日本婦人団体連盟による「花柳病予防二関スル請願」の比較分析を行った。(2)請願の背景にある問題意識については、請願の代表を務めていた女医竹内茂代の言論に着目し、そのなかでも特徴的であった『女医界』（東京女子医学専門学校の機関誌）における花柳病に関する議論を分析した。

3. 結果

(1)の分析からは、それまで娼婦のみに課せられていた花柳病の取締りを、花柳病患者すべてに課し、完治するまで性交を行わないこと、そして予防に関する啓蒙活動を婦人団体を中心に行うべきことが日本婦人団体連盟から提案されていたことが明らかとなり、花柳病予防の目的を「男の身体保護」から、「家庭の身体保護」へと移行させようという試みがあったことが示唆された。(2)の分析からは、家庭の妻たちから寄せられた花柳病をめぐる悲痛な思いと、それらに対する竹内茂代をはじめとする女医たちの医学的、そして女性としての問題意識より、「妻たちの花柳病」問題が女医たちのなかで解決すべき大きな課題となっていたことが明らかとなった。

4. 結論

「花柳病二関スル請願」（1939）の請願内容とその背景にある問題意識の検討から、竹内茂代をはじめとする当時の女医たちが、「妻たちの花柳病」問題の相談相手であり、社会に対する代弁者として位置づけられていたことが示唆された。これは目黒（2019）でも指摘されているように、女医たちが、医師として、女性として、「性の専門家」として、「女の身体」の専門家という役割を有していたといえる。

参考文献

川越修, 1995,『性に病む社会—ドイツ ある近代の軌跡』山川出版社。

目黒茜, 2019,「近代「女医」による性的啓蒙—1920～30年代の婦人雑誌における竹内茂代の言論に着目して—」『ジェンダー研究』(21): 55-80.